

# 都市計画法

法令目次 | 法令総索引 | 詔勅目次 | 日本語総目次

- 都市計画法(大正8年法律第36号)
- 制作者註

## 都市計画法(大正8年法律第36号)

第一条 本法ニ於テ都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、防空、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル町村ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ区域外ニ亘リ施行スヘキモノヲ謂フ

第二条 都市計画区域ハ市又ハ前条ノ町村ノ区域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス  
2 主務大臣必要ト認ムルトキハ關係市町村及都市計画委員会ノ意見ヲ聞キ前項ノ区域ニ拘ラズ都市計画区域ヲ決定スルコトヲ得

第三条 都市計画、都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画事業ハ都市計画委員会ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

第四条 都市計画委員会ノ組織、権限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 都市計画事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政庁之ヲ執行ス  
2 主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計画事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第六条 都市計画事業ニ要スル費用ハ行政官庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團体ヲ統轄スル行政官庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團体、行政官庁ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス

2 主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第七条 主務大臣必要ト認ムルトキハ前条ノ規定ニ依リ公共團体ノ負担スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

## 第八条 削除

第九条 都市計画区域内ニ存スル国有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第六条ノ費用ヲ負担スル公共團体ニ之ヲ下付スルコトヲ得

第十条 都市計画区域内ニ於テ市街地建築物法ニ依ル地域又ハ地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スヘシ

2 都市計画区域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地区ノ外土地ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為特ニ地区ヲ指定スルコトヲ得

第十二条 第十六条第一項ノ土地ノ境域内又ハ前条第二項ノ規定ニ依リ指定スル地区内ニ於ケル建築物、土地ニ關スル工事又ハ権利ニ關スル制限ニシテ都市計画上必要ナルモノハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム

第十一條ノ二 都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル公園、緑地若ハ広場ノ境域内又ハ都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区劃整理ノ区域内ニ於ケル建築物ニ関スル制限ニシテ都市計画上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 都市計画区域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル為土地区劃整理ヲ施行スルコトヲ得

2 前項ノ土地区劃整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス

第十三條 都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区劃整理ハ認可後一年内ニ其ノ施行ニ著手スル者ナキ場合ニ於テハ公共団体ヲシテ都市計画事業トシテ之ヲ施行セシム但シ災害其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急施ヲ要スル場合ニ於テハ認可後一年内ト雖モ之ヲ施行セシムルコトヲ得

2 前項ノ規定ニ依リ公共団体ノ施行スル土地区劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條 地方長官土地区劃整理ノ設計ニ關スル認可ヲ為ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五条 土地区劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸価格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

第十五条ノ二 土地区劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三条ノ規定ニ拘ラス建物アル宅地ヲ土地区劃整理施行地区ニ編入スルコトヲ得

第十五条ノ三 土地区劃整理ノ施行ニ因リ道路、広場、運河、公園其ノ他ノ公共ノ用ニ供スベキモノト為リタル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ公共団体ノ所有地ニ之ヲ編入ス

第十六条 道路、広場、河川、港湾、公園、緑地其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計画事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得  
2 前項土地附近ノ土地ニシテ都市計画事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

第十七条 土地区劃整理ノ為又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依ル建築物ノ整理ノ為必要アルトキハ建築物其ノ他ノ工作物ヲ收用スルコトヲ得

第十八条 前二条ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

2 前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ前条ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第十九條 第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ付テハ第三条ノ規定ニ依ル都市計画ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス

第二十条 土地收用法第二十二条第一項ノ協議調ハサル場合又ハ其ノ協議ヲ為スコト能ハサル場合ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テハ收用審査会ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス

3 前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十一条 第九条ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及第十六条第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ処分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 都市計画事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理ニ付特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定ム

第二十三条 行政執行法第五条及第六条ノ規定並ニ之ニ基キテ発スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ依リテ為ス処分ニ依リ行フヘキ作為又ハ不作為ヲ行政府力強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四条 本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ依リテ為ス処分ニ依リ私人ノ義務ニ属スル負担金其ノ他ノ費用ハ行政庁国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徵収スルコトヲ得

2 前項ノ規定ニ依ル徵収金ノ先取特權ノ順位並ニ其ノ追徵還付及時効ニ付テハ行政庁ノ統轄スル公共団体ノ徵収金ノ例ニ依ル

第二十五条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政庁ノ為シタル処分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

2 本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十六条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政庁ノ為シタル違法処分ニ因リ権利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

## 附 則

第二十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条 東京市区改正条例、東京市区改正土地建物処分規則及大正十七年法律第三十六号並之ニ基キテ発シタル命令ハ之ヲ廃止ス

第二十九条 東京市区改正条例及東京市区改正土地建物処分規則ノ適用又ハ準用ヲ受クル市ハ第二条ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

第三十条 東京市区改正条例又ハ大正十七年法律第三十六号ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都市計画又ハ都市計画事業ト看做ス

第三十一条 東京市区改正条例、東京市区改正土地建物処分規則若ハ大正十七年法律第三十六号又ハ之ニ基キテ発シタル命令ニ依リ為シタル処分ハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ抵触セサル限り本法ニ依リ為シタル処分ト看做ス

第三十二条 東京市区改正土地建物処分規則ノ適用又ハ準用ニ依リ行政庁ノ為シタル処分ニ關シテハ同規則第一条第二項乃至第四項ハ仍其ノ効力ヲ有ス

第三十三条 東京市区改正条例又ハ大正十七年法律第三十六号大正七年勅令第百八十四号ニ依リ下付ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下付ヲ受ケタル市ノ所有ニ属スル間地租ヲ免除ス但シ其ノ市ノ都市計画事業ノ終リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

2 前項ノ河岸地ヨリ収入スル金額ハ其ノ市ノ都市計画事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ス

3 第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ売却譲与スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ都市計画委員会ノ議決ヲ経テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

## 制作者註

- この法律は、大正8年4月5日に公布され、同9年1月1日より施行された。上掲のものは、昭和15年法律第76号による改正後、昭和23年法律第54号による改正前の戦前期の条文である。
- この法律は、大正12年法律第27号、大正15年法律第38号、昭和6年法律第15号、同法律第30号、昭和8年法律第22号、昭和9年法律第54号、昭和15年法律第60号、同法律第76号、昭和23年法律第54号、昭和24年法律第163号、同法律第168号、昭和25年法律第201号、同法律第218号、昭和26年法律第220号、昭和29年法律第120号、昭和34年法律第148号、昭和36年法律第109号、同法律第115号、昭和37年法律第137号、同法律第140号、昭和38年法律第134号、昭和39年法律第141号、同法律第145号、昭和40年法律第138号、昭和41年法律第1号、同法律第101号、同法律第110号、昭和42年法律第75号および同法律第103号による改正がなされた。
- 都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)により、本法は廃止された。

- 関連法令

- 耕地整理法(明治42年法律第30号)
- 市街地建築物法(大正8年法律第37号)
- 都市計画法及同法施行令戦時特例(昭和18年勅令第941号)
- 特別都市計画法(昭和21年法律第19号)



**nakano bunko**

The Nakano Library

<http://www.geocities.jp/nakanolib/>

Copyright © 1998-2008 NAKANO Makoto. All rights reserved.

mailto: [nakano\\_bunko@yahoo.co.jp](mailto:nakano_bunko@yahoo.co.jp)